

条例等の改正方式の新旧対照表方式への移行に関する基本要領

地域主権改革の進展に伴い、複雑化、困難化する行政課題を適法かつ効果的に解決していくため、自治立法である条例等の役割がこれまで以上に高まっている。

こうした状況を受け、条例等の改正内容を市民や議会に分かりやすいものとするため、次の要領により、条例等の改正方式を従来の改め文方式（「 」を「 」に改める。）から新旧対照表方式に移行する。

1 移行時期

平成25年1月1日の公布分から（条例は、平成25年2月議会上程分から）

2 基本形式

条例の一部を改正する条例

条例（平成 年浜松市条例第 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、 法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、浜松市 本部（以下「 本部」という。）について必要な事項を定める。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、 法（昭和36年法律第223号）<u>第23条の2</u>第8項の規定に基づき、浜松市 本部（以下「 本部」という。）について必要な事項を定める。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

3 改め文方式との併用

次の場合は、従来の改め文方式による。

(1) 別表や様式の改正のうち、新旧対照表に収めることが困難で、改正内容が逆に分かりにくくなる場合

- ・ 別表の改正は、「浜松市職員の給与に関する条例」の給料表や「浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の別表第2のように、表の横幅が長い場合、新旧対照表に収めると数字や文字が入りきらない場合は、改め文方式による。
- ・ 様式の改正は、改め文方式による。ただし、「第 号様式（第 条関係）」の部分のみを改正する場合は、新旧対照表方式による。

- (2) 同じ字句等の整理を一括して大量に行う場合
- (3) 一部事務組合の規約変更など、他の自治体にあわせる必要がある場合
- (4) その他新旧対照表方式により難しい場合

4 新旧対照表の記載方法の基本事項

(1) 改正前後の規定の表示

- ・ 改正前後の規定を目次、条（見出しを含む。） 附則の項（見出しを含む。） 別表又は様式単位で、改正前欄及び改正後欄に表示し、改正箇所の下線を引く。
- ・ 改正前欄及び改正後欄の対応する目次、条、項、号、号の細目、条中の表、附則の項、別表及び様式については、原則として、同じ高さにそろえる。

(2) 下線の表示

- ・ 改正前欄にあっては改める前の箇所及び削る箇所に、改正後欄にあっては改めた後の箇所及び加える箇所に、それぞれ下線を引く。

(3) 改正のない条項等の表示

ア 改正のない条（繰下げ・繰上げ・見出しのみの場合を含む。）の表示

- ・ 条の繰上げ・繰下げ・見出しのみの改正の場合、条の見出し及び条名を記載した上で、1字空けて「(略)」と表示する。
- ・ 条の追加・削除の場合、前後の条の見出し及び条名を記載した上で、1字空けて「(略)」と表示する。

イ 改正のない項（繰下げ・繰上げのみの場合を含む。）の表示

- ・ 条名又は項番号の次に1字空けて「(略)」と表示する。
- ・ 省略される項（第1項を除く。）が2つ連続している場合は「・」で、3つ以上連続している場合は「～」で結んだ上で、1字空けて「(略)」と表示する。

ウ 改正のない号（繰下げ・繰上げのみの場合を含む。）の表示 号の細目も同様

- ・ 号番号の次に1字空けて「(略)」と表示し、各号列記以外の部分は省略しない。
- ・ 省略される号が2つ連続している場合は「・」で、3つ以上連続している場合は「～」で結んだ上で、1字空けて「(略)」と表示する。

エ 表中の改正のない部分の表示

- ・ 改正のない部分は可能な限り省略し、省略する部分には左1字空けて「(略)」と表示する。
- ・ 表の欄の名称は、原則として省略しない。
- ・ 表の項の追加・削除の場合、前後の項を表示する。この場合において前後の項は、項を特定するために必要な部分のみを表示し、その他の部分については左1字空けて「(略)」と表示する。
- ・ 表の改正のない項及び欄を結合して「(略)」と表示しても支障がない場合は、結合した上で、左1字空けて「(略)」と表示することができる。